

## 第2次太子町観光まちづくりビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、第2次太子町観光まちづくりビジョン策定支援業務委託の受託業者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式により選考するための必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 委託業務名

第2次太子町観光まちづくりビジョン策定支援業務委託

#### (2) 業務の内容

別添「第2次太子町観光まちづくりビジョン策定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日までとする。

#### (4) 提案限度額

8,030,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### (5) スケジュール

内 容	日 程
① 公告（募集の開始）	令和8年4月27日（月）
② 質問書の受付期間	令和8年4月30日（木）から5月11日（月）正午まで
③ 質問に対する回答	令和8年5月15日（金）
④ 企画提案書の受付期間	令和8年5月20日（水）から6月1日（月）午後5時まで
⑤ 審査結果通知	令和8年6月15日（月）
⑥ 契約締結	令和8年6月下旬（予定）

### 3. 公告

(1) 公告の開始日：令和8年4月27日（月）

(2) 公告方法：太子町公式ホームページへの掲載

<http://www.town.tashi.osaka.jp/index.html>

### 4. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。

#### (1) 受付期間

令和8年4月30日（木）から5月11日（月）正午まで

#### (2) 提出方法

質問書（様式1）に質問事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「第2次太子町観光まちづくりビジョンプロポーザル質問（事業者名）」とすること。

※ 電子メール送信後、確認のため、電話による連絡を行うこと。

(3) 回答方法

令和8年5月15日（金）午後5時30分までに太子町公式ホームページに掲載する。

※ 質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先

太子町 まちづくり推進部 観光産業課

メール：kankousangyou@town.taishi.osaka.jp

5. 参加手続き等

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加申込書	様式2	
② 業務実績書	様式3の1 様式3の2	・同種業務実績書 ・類似業務実績書
③ 業務実施体制表	様式4	
④ 担当者経歴書	様式5	
⑤ 企画提案書	任意様式	・A4サイズで作成すること。体裁は、原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。枚数は、制限はないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。 ・仕様書の各項目については、具体的な提案内容を記載すること。 ・総括責任者・研究員の変更は、認めない。
⑥ 業務行程表	任意様式	
⑦ 参考見積書	様式6	・見積内訳を添付すること。

(2) 提出部数

① 正本（上記①～⑦）：1部（社名を表記すること）

② 副本（上記②～⑦）：4部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること）

③ CD-RまたはDVD-R：1枚（上記①～⑦の電子データを格納したもの）

(3) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

一般書留郵便、簡易書留郵便等、対面授受が可能な送付、又は持参

※ 特定記録郵便、レターパックライトなど郵便受けに投函されるものは不可

※ 郵送等による費用は事業者の負担

(5) 提出先

太子町 まちづくり推進部 観光産業課

住所：〒583-8580 大阪府南河内郡太子町山田 88 番地（太子町役場 2 階）

## 6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 町の令和 7・8 年度入札参加有資格者名簿【測量・建設コンサルタント等】に業種「都市計画・地方計画」または【物品製造・役務の提供等】に業種「計画策定業務」で登録がある者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法の規定による更生計画が認可されている者を含む。）
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（同法の規定による再生計画が認可されている者を含む。）
- (5) 太子町建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- (6) 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして、損害賠償請求を受けていない者（当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
- (7) 太子町契約からの暴力団排除措置要綱の規定による入札参加除外措置要件に該当しない者
- (8) 過去 10 か年程度（平成 28 年度～令和 7 年度まで）に地方公共団体の観光に関する計画の策定若しくは改定、又はこれらに類する業務（基礎的な調査のみを除く）の実績があること。なお、類する業務とは観光に関連する計画、地域の魅力発信に関する計画、シティプロモーションに関する計画の策定とする。

## 7. 審査について

### (1) 審査方法

提出書類は、本町において提出書類①～⑦により書類選考を実施し、それらを総合的に評価し、優先交渉事業者を選定する。

なお、応募が 1 社のみであった場合においても提案内容の採点を行い、採用するかを総合的に判断する。

### (2) 審査結果の通知

審査の結果は、令和 8 年 6 月 15 日（月）に太子町公式ホームページにて公表するとともに、各参加事業者電子メールにより通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

### (3) 優先交渉事業者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉事業者とする。

なお、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉事業者とする。

### (4) 契約の締結

町は優先交渉事業者と業務の詳細等を協議の上、見積書を徴取し契約を締結する。

なお、優先交渉事業者に事故があり、見積書の徴取が不可能となった場合、又は優先交渉事業者との協議が整わない場合は次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。

また、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。

(5) その他

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う優先交渉事業者を選定するためのものであり、業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

8. 評価項目

審査基準	詳細	配点	備考
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>主担・副担、その他担当者の数や配置、構成が適切で十分な実施体制となっているか</li> <li>主担・副担の実務年数及び同種業務における実績があるか</li> <li>業務実施における連絡体制</li> </ul>	10	
② 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の同種業務及び類似業務における実績があるか</li> </ul>	10	
③ 総合計画及び観光関係計画等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の方針を踏まえた上で、本業務の目的を十分に理解し、他の計画にも整合した内容の提案となっているか</li> <li>本町の実情を把握した計画策定が可能か</li> </ul>	15	
④ 現状調査と分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の現状や課題を的確に把握し、正確に分析することが可能な調査等の実施が期待できるか</li> <li>ビジョン策定に際し、全国的な情報収集並びに国、府の基本方針等を正確に把握が可能か</li> </ul>	15	
⑤ 実施手順及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業工程等が具体的に設定され、その工程が実施可能なものか</li> <li>無理がないスケジュールとなっているか</li> </ul>	15	
⑥ 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書等に定めるもの以外に、有用な提案となっているか</li> <li>町の特性に着目した有効で実現可能な提案であるか</li> </ul>	15	
⑦ 見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格設定は他社と比較して安価であるか</li> </ul>	20	比例配分
見積額評価の算定式	$20 \text{ 点} \times (\text{最低金額} \div \text{その者の提示した金額}) = \text{その者の点数}$		

9. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え、修正及び再提出は認めない。

- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効するとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (7) 提出された書類は、返却しないものとする。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
- ・優先交渉事業者の特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
  - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
  - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
  - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
  - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
  - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
- (9) 町は本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (10) 最も評価の高かった者が2者以上あった場合は、審査基準の⑥の点数の高い者を優先交渉事業者とする。また、⑥の点も同点の場合は④の点数の高い者を優先交渉事業者とする。また、④の点も同点の場合は、③の点数の高い者を優先交渉事業者とする。以上の方法でも優先交渉事業者が決定できない場合は、改めて公募を行うものとする。
- (11) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜町が判断する。

## 10. 辞退

参加申込書等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに辞退届（様式7）を提出すること。なお、町が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

辞退届の提出にあたっては、事前に「11. 事務局」に電話にて連絡の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

## 11. 事務局

太子町 まちづくり推進部 観光産業課

住所：大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地（太子町役場2階）

電話：0721-98-5521（直通）

メール：kankousangyou@town.taishi.osaka.jp